

■ 高度利用地区

地区	告示年月日 告示番号	面積(ha)	容積率の 最高限度(%)	容積率の 最低限度(%)	建ぺい率の 最高限度(%)	建築面積の 最低限度(m ²)
狭山市駅西口地区	平成16年11月19日 狭山市告示第237号	約2.9	400	150	80	200

(注1) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)の最高限度は、建築基準法第53条第3項の各号のいずれかに該当する建築物、又は同条第5項第1号に該当する建築物にあつては10%を加えた数値とする。